

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」等の改正について

日本公認会計士協会は、平成23年3月29日付で「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A」を改正したことを公表した。これらは、平成10年3月に当時の大蔵省企業会計審議会がソフトウェアの会計処理を定めた「研究開発費等に係る会計基準」の発表をふまえ、その実務上の取り扱いを明らかにするものとして、平成11年3月に公表されたものである。その公表前に実施された公開草案では、JISAから意見提出を行っている。

今般の改正は、企業会計基準委員会から平成21年12月に公表された企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」に対応するためとしている。

詳しくは日本公認会計士協会のWebサイトを参照されたい。

<http://www.jicpa.or.jp/>

※上記文書は「専門情報」のページの2011年3月31日付で「会計制度委員会報告第4号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』、同第12号『研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針』、同第14号『金融商品会計に関する実務指針』、『研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A』、『金融商品会計に関するQ & A』及び『税効果会計に関するQ & A』の改正について」として掲載されている。

(田中)